

第13期東京都福祉のまちづくり推進協議会 意見具申に関する検討資料

～10年後の東京を見据えた新しい日常における
バリアフリーの推進について～

ユニバーサルデザインの理念に基づき、全ての人が暮らしやすく、訪れやすいまち東京の実現を目指して、東京2020大会を契機としたこれまでのバリアフリー化の取組の成果を検証し、コロナ禍で浮き彫りとなった課題を踏まえて、10年後を見据えた新しい日常におけるバリアフリーを推進するための施策の方向性を検討する。

構成案

1 都における福祉のまちづくりのこれまでの進展

- (1) 都における福祉のまちづくりの経緯
- (2) 国等の動向
- (3) 都におけるバリアフリー化の進捗状況

**第3回専門部会で
報告予定**

2 課題整理と今後の取組の方向性

- (1) 東京2020大会を契機として進展した当事者参画の更なる展開
- (2) 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進
- (3) 誰でも利用目的どおりに使える環境整備のためのハード・ソフト対策の充実
- (4) 生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化の推進
- (5) その他、バリアフリーの推進に関する検討事項 など

今後のスケジュール等

開催日程	開催回	議題等
令和3年2月5日 (書面開催)	第1回推進協議会	・ 会長の互選、副会長の指名及び部会の設置 ・ 第13期の審議事項等 ・ その他
令和3年6月25日	第1回専門部会	・ 公共トイレの整備の新たな方向性について ・ その他
令和4年3月23日	第2回専門部会	・ 意見具申に関する検討 ・ 報告事項
令和4年6月～7月	第3回専門部会	・ 意見具申 骨子案の検討 ・ 報告事項
令和4年9月～10月	第4回専門部会	・ 意見具申案の検討 ・ 報告事項
令和4年11月～12月	第5回専門部会	・ 意見具申案の検討 ・ 報告事項
令和5年1月	第2回推進協議会	・ 意見具申提出

(注) 日程及び議題は変更の可能性があります。

東京2020大会を契機として進展した当事者参画の更なる展開

【現状】

- ・ 東京2020大会の競技会場となった都立施設等において、「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえ、障害者や学識経験者から意見を聴きながら施設整備を進めた
- ・ 一部の区市町村では、「ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業」等を活用し、当事者等を含む住民点検を行った結果を反映したバリアフリー改修等を実施している
- ・ バリアフリー法に基づくバリアフリー基本構想等を作成する際には、地域住民である高齢者、障害者等の意見を反映するための措置を講ずることとされている

【課題】

- ・ 利用者の視点に立った整備を一層進めるため、区市町村等が行う公共的施設のバリアフリー改修、駅周辺での面的整備等に際して、当事者参画をより一層進めることが必要

【論点】

- ・ 当事者参画に係るノウハウの蓄積や他地域事例の活用なども含めて、区市町村等が当事者参画に取り組めるように、どのように働きかけていくか

共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進

【現状】

- ・心のバリアフリーに関する事業（ハンドブックの周知、サポート企業連携事業、普及啓発ポスターコンクール、ユニバーサルデザイン学習に係る区市町村支援等）に取り組んでいる
- ・国は、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」において、共生社会の実現に向けた大きな二つの柱のうちの一つとして、障害の社会モデルの考え方に立ち、国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に向けて働きかける取組として心のバリアフリーを進めるべきことを明記した
- ・改正バリアフリー法において、高齢者、障害者等用施設等の適正な利用の推進が国・地方公共団体・国民・施設管理者の責務となり、また、区市町村が基本構想を作成する際には、教育啓発特定事業を位置付けることが必要となった

【課題】

- ・都民の心のバリアフリーの認知度は約3割に留まっているが、「未来の東京」戦略において、2030年度末までに75%を実現することを目標としており、実現に向けた取組が必要
- ・車椅子利用者対応トイレ、障害者等用駐車区画、視覚障害者誘導用ブロックなど、その設備を真に必要とする人が使いづらい状況の解消をしていくことが必要

【論点】

- ・心のバリアフリーの社会への浸透や、障害の社会モデルの理解促進に向けて、区市町村、事業者とどのように連携して推進していくか

誰でも利用目的どおりに使える環境整備のためのハード・ソフト対策の充実

【現状】

- ・第12期意見具申では、今後は、公共交通機関や道路等において、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化を推進していくことが求められている旨の記載
- ・これまで心のバリアフリーの取組に加えて、情報バリアフリーに関する事業（とうきょうユニバーサルデザインナビの運営、トイレ情報のオープンデータ化、バリアフリーマップ作成等に係る区市町村支援等）に取り組んでいる
- ・改正バリアフリー法において、区市町村が作成する移動等円滑化促進方針に基づき、公共交通事業者等及び道路管理者などの施設管理者等は、バリアフリー情報の提供が努力義務となった

【課題】

- ・区市町村等が行う公共的施設のバリアフリー改修、駅周辺での面的整備等に際して、バリアフリー情報の発信、人的介助など接遇面の改善など、ソフト面の取組も一体的に行うことが必要

【論点】

- ・ハード・ソフト一体的な整備に向けて、どのように実効性を高めていくか

生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化の推進

【現状】

- ・ 一定規模以上の建築物等について、バリアフリー法、建築物バリアフリー条例及び福祉のまちづくり条例等に基づき、新設・改修の際にバリアフリー化は着実に進んでいる
- ・ 一方、既存の建築物等は整備基準への適合努力義務があり、区市町村のバリアフリー基本構想で生活関連施設に位置付けられ、特定事業を行う場合、国費対象となる
- ・ 500㎡未満の小規模建築物は、福祉のまちづくり条例に基づき、新設、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更の際にバリアフリー化が図られている

【課題】

- ・ 既存の建築物等のバリアフリー化、特に、既存の小規模店舗等の整備基準への適合義務がかからない建築物等のバリアフリー化を進めることが必要

【論点】

- ・ 民間建築物等におけるバリアフリー化をどのように波及させるか

その他、バリアフリーの推進に関する検討事項

【現状】

- ・国は、改正バリアフリー法の趣旨と内容を踏まえ、建築設計標準、公共交通ガイドラインに加え、今年度、道路、公園のガイドラインを改訂予定

【課題】

- ・国のバリアフリー法に基づく各ガイドラインと福祉のまちづくり施設整備マニュアルの整合を図るための整理が必要

(建築物) 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」改正 (令和3年3月)

(道路) 「道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会」における検討 (令和2年9月~)

(公園) 「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン改訂検討委員会」における検討 (令和3年11月~)

(公共交通) 「公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン」改訂 (令和3年3月等)

【論点】

- ・次回の専門部会までに、基準・推奨内容の比較及び必要な対応を整理